

豊中市くらし再建パーソナルサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、市民協働部くらし支援課が実施する事業(以下「くらし再建パーソナルサポート事業」という。)について、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。第3条第1号ウにおいて「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、生活困窮者(法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。)であって、当該事業による支援を受ける必要があると市長が認めるものとする。

(事業の内容)

第3条 くらし再建パーソナルサポート事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業(法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。)として行う、次のアからエに定める事業

(ア) 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関の連絡調整を行う事業(エに該当するものを除く。)

(イ) 生活困窮者に対し、法第16条第3項に規定する認定就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業

(ウ) 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援計画(施行規則第2条に規定する自立支援計画をいう。以下「計画」という。)の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(エ) 生活困窮者を早期に把握し、関係機関のネットワークづくり並びに当該生活困窮者の支援に関する社会資源の活用及び開発を行う事業

(2) 生活困窮者住居確保給付金(法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金をいう。)の支給並びに就労機会の確保及び家計改善に必要な支援

(3) 就労準備支援事業(法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業をいう。)として行う雇用による就業が著しく困難な生活困窮者及び特定被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練にかかる事業

(4) 生活困窮者家計改善支援事業(法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業

をいう。)として行う、次のアからウに定める事業

- (ア) 多重債務等により債務整理が必要な生活困窮者及び特定被保護者に対し、関係機関等と連携した債務整理に向けた支援
- (イ) 生活困窮者及び特定被保護者の家計管理の自立化に向けた支援
- (ウ) 生活困窮者及び特定被保護者の家賃、税金、公共料金等の滞納の解消及び各種給付制度等の利用に向けた支援

(事業の委託)

第4条 市長は、適切に運営できると認める法人等に、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(くらし再建パーソナルサポートセンターの設置等)

第5条 本市においてくらし再建パーソナルサポート事業を実施する相談・支援機関の名称をくらし再建パーソナルサポートセンター（以下「センター」）と定める。

- 2 センターには主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員、住まい相談支援員を置くことができる。
- 3 相談支援員、その他の職員は、相談者の状態に応じた包括的な支援を行うため、生活困窮者等に対し、別に定める項目によるアセスメントを行い、記録を作成するとともに、第6条に定める支援調整会議に速やかに相談内容、支援計画案を諮らなければならない。
- 4 センターは、市役所内の市税、国民健康保険料等の徴収部局において、徴収金に関する滞納や納付に関する相談などが発生した場合には、当該滞納等の状況にある市民に対してセンターを案内できるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(支援調整会議)

第6条 事業の実施機関は、次に掲げる事項を協議し、決定するため、支援調整会議を開催する。

- (1) 相談内容の課題、提供される支援の目標、支援内容等
 - (2) 支援計画
 - (3) 支援の経過と成果の評価、支援の終結
 - (4) その他市民協働部くらし支援課長（以下「くらし支援課長」という。）が必要と認めた事項
- 2 支援調整会議は、豊中市支援会議設置要綱に規定する支援会議に位置づけることができる。

(関係機関等との連携)

第7条 前条第1項第2号の計画の策定には、相談者の経済面、家庭生活面、心身の健康等の状態に応じて、当該相談者の複合的な課題に個別的、包括的、継続的に対応するために必要と認める関係機関等の意見交換等の連携の場を設けることができる。

- 2 前項の関係機関等との連携の調整は、くらし支援課長が行う。

(関係機関等による就労支援)

第8条 第6条の規定により策定された計画において、その一つとして就労支援を行う場合、豊中市地域就労支援実施要綱（平成15年4月1日実施）に基づく就労支援を行うほか、相談者の家庭生活面、心身の健康等の状態に応じた支援ができるように、それぞれの課題に適切に対応できる専門家を配置している関係機関等と連携し、支援を実施することができる。

(くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議設置)

第9条 市は、生活困窮者に対する適切な支援を総合的に実施するために、くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 生活困窮者に対する支援を行うために必要な情報の交換

(2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討

(3) その他連絡会議の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

3 連絡会議の委員の構成は、別表のとおりとする。

4 連絡会議は、市民協働部長の職にある者が招集する。

5 連絡会議は、市民協働部長の職にある者が議長となり、くらし支援課長の職にある者が副議長となる。

6 連絡会議は、議長が議事を進行し、議長が不在の場合は副議長が代理を務める。

7 議長は、必要があると認めるときは、第3項に定める委員のほか、関係者を連絡会議に招集し、議事に参加させることができる。

8 議長は、必要があると認めるときは、連絡会議に部会を置くことができる。

9 部会に会長、副会長を置く。

10 会長及び副会長は構成員の互選により定める。

11 会長は、部会を代表し、会長が議事を進行する。

12 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在の場合は、その職務を代理する。

13 連絡会議及び部会は、豊中市支援会議設置要綱に規定する支援会議に位置づけることができる。

14 連絡会議の庶務は、くらし支援課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、豊中市くらし再建パーソナルサポート事業の実施について必要な事項は、市民協働部長が定める

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表

所属	職名
市民協働部	部長 くらし支援課長 市民課長 人権政策課長
福祉部	地域共生課長 福祉事務所長 障害福祉課長 長寿安心課長 長寿社会政策課長
健康医療部	医療支援課長 保険給付課長 保険相談課長
都市経営部	広報戦略課長
環境部	減量計画課長
財務部	債権管理課長 市民税課長 税務管理課長
こども未来部	子育て給付課長 こども安心課長 おやこ保健課長
都市計画推進部	住宅課長
市立豊中病院	医事課長
上下水道局	窓口課長
教育委員会	児童生徒課長 学校給食課長 学務保健課長
(社福) 豊中市社会福祉協議会	生活支援課長
(公社) 豊中市シルバー人材センター	事務局長
(一社) キャリアブリッジ	代表理事 若者サポートステーション総括コーディネーター
(特活) 豊中市障害者就労雇用支援センター	事務局長